

税理士 財務諸表論 穂坂式つながる会計理論【第3版】

改正情報

2026年9月



平素より、弊社教材をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

『税理士 財務諸表論 穂坂式つながる会計理論【第3版】』をご利用の皆様
様にネットスクールより改正情報のお知らせがございます。

1. 改正の概要

企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」等が、原則として2027年4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首から適用されることとなります。

これに伴い、これまで適用されてきた企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」等の適用が終了となります。

2. 書籍の改訂箇所

『税理士 財務諸表論 穂坂式つながる会計理論【第3版】』のChapter 20
リース会計は以下のとおり改訂となります。

ISBN978-4-7810-3877-3

C1034 ￥2600E

Chapter 20 リース会計

20-1 リースの定義

★★☆

「リース」とは、**原資産を使用する権利**を一定期間にわたり**対価と交換に移転**する**契約または契約の一部**をいう。

20-2 リースの識別

★★★

契約が**特定された資産の使用を支配する権利**を一定期間にわたり**対価と交換**に移転する場合、その契約はリースを含む。

契約期間中は、契約条件が変更されない限り、契約がリースを含むか否かの**判断を見直さない**。

借手および貸手は、リースを含む契約について、原則として、**リースを構成する部分**と**リースを構成しない部分**とに分けて会計処理を行う。

20-3 リース期間

★★★

借手は、借手のリース期間について、借手が**原資産を使用する権利**を有する**解約不能期間**に借手が行使することが**合理的に確実**であるリースの**延長オプションの対象期間**および行使しないことが**合理的に確実**であるリースの**解約オプションの対象期間**を加えて決定する。

20-4 リース負債と使用权資産の計上

★★★

借手は、リース開始日に、リース開始日において未払である借手のリース料の現在価値により**リース負債**を計上する。

利息相当額は、原則として**利息法**により配分する。

リース負債にリース開始日までに支払った借手のリース料、付随費用および資産除去債務に対応する除去費用を加算し、受け取ったリース・インセンティブを控除した額により**使用权資産**を計上する。

20-5 使用権資産の資産性とリース負債の負債性

★★★

使用権資産は、借手が原資産を使用する権利を支配し、**キャッシュの獲得**に貢献するため資産性がある。

リース負債は、**リース契約**によりリース料を支払う不可避免的な**義務**があるため、経済的資源を引き渡す義務としての負債性がある。

20-6 リースの減価償却

★★★

所有権が借手に移転するリースは、**原資産の取得と同様**と考えられるため、**自己所有**の固定資産と同じ減価償却を行う。

所有権が借手に移転しないリースは、定額法等の**減価償却方法**の中から**企業の実態に応じたもの**を選択適用した方法により算定し、**原資産を使用できる期間がリース期間に限定**されるという特徴があるため、原則として、**リース期間**を耐用年数とし、残存価額は**ゼロ**として減価償却する。

20-7 貸手の会計処理

★★★

ファイナンス・リース取引の貸手は、所有権移転ファイナンス・リース取引では**リース債権**を計上し、所有権移転外ファイナンス・リース取引では**リース投資資産**を計上する。

20-8 セール・アンド・リースバック取引

★★★

セール・アンド・リースバック取引の会計処理方法には、独立取引処理と単一取引処理がある。

20-9 リースの表示

★★★

使用権資産は、自己所有の場合に貸借対照表に表示する科目に含める方法か、対応する表示区分において使用権資産として区分する方法により表示する。

リース負債は、**1年基準**を適用し、流動負債と固定負債に区分して表示する。

問題1 リース会計

次の文章の空欄に適切な語句を記入し、各文章にタイトルを付しなさい。

1. 「リース」とは、原資産を（①）を一定期間にわたり（②）と交換に移転する（③）または（③）の一部をいう。
2. （③）が（④）された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合、その（③）はリースを含む。
（③）期間中は、（③）条件が変更されない限り、（③）がリースを含むか否かの判断を見直さない。
借手および貸手は、リースを含む（③）について、原則として、リースを（⑤）する部分とリースを（⑤）しない部分とに分けて会計処理を行う。
3. 借手は、借手のリース期間について、借手が原資産を（①）を有する（⑥）に借手が行使することが合理的に確実であるリースの（⑦）の対象期間および借手が行使しないことが合理的に確実であるリースの（⑧）の対象期間を加えて決定する。
4. 借手は、リース開始日に、リース開始日において未払である借手のリース料の現在価値により（⑨）を計上する。
（⑨）にリース開始日までに支払った借手のリース料、（⑩）および資産除去債務に対応する除去費用を加算し、受け取った（⑪）を控除した額により（⑫）を計上する。

問題2 リース会計

次の文章の正否を○×で示し、×の場合はその理由を述べること。

1. 「リース」とは、原資産を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する契約または契約の一部をいう。ここにおいて、「契約」とは、法的な強制力のある権利および義務を生じさせる複数の当事者間における取決めをいい、書面や口頭によるものは含まれるが、取引慣行によるものは含まれない。
2. 契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合は、その契約はリースを含み、契約期間中は、契約条件の変更の有無にかかわらず、每期その判断を見直す。
3. 借手は、リース期間について、借手が原資産を使用する権利を有する解約不能期間に借手が行使することが合理的に確実であるリースの延長オプションの対象期間および行使することが合理的に確実であるリースの解約オプションの対象期間を加えて決定する。
4. 借手は、リース開始日に、リース開始日において未払である借手のリース料の現在価値によりリース負債を計上する。リース負債にリース開始日までに支払った借手のリース料、付随費用および資産除去債務に対応する除去費用を加算し、受け取ったリース・インセンティブを加算した額により使用権資産を計上する。

解答 1

1. リースの定義

- ①使用する権利 ②対価 ③契約

☞解説：リースに関する会計基準6

2. リースの識別

- ④特定 ⑤構成

☞解説：リースに関する会計基準26～28

3. リース期間

- ⑥解約不能期間 ⑦延長オプション ⑧解約オプション

☞解説：リースに関する会計基準31

4. リース負債と使用権資産の計上

- ⑨リース負債 ⑩付随費用 ⑪リース・インセンティブ ⑫使用権資産

☞解説：リースに関する会計基準33、34

解答 2

1. ×（契約には、書面や口頭だけでなく、取引慣行等によるものも含まれる。）

☞解説：リースに関する会計基準5、6

2. ×（契約条件が変更されない限り、契約がリースを含むか否かの判断は見直さない。）

☞解説：リースに関する会計基準26、27

3. ×（解約オプションの対象期間は、「行使することが合理的に確実」ではなく、「行使しないことが合理的に確実」な期間である。）

☞解説：リースに関する会計基準31

4. ×（使用権資産の計上額は、リース・インセンティブを「加算」するのではなく「控除」した額である。）

☞解説：リースに関する会計基準33、34

問題3 リース会計

1. リースとは？ ()
2. 契約にリースを含む場合とは？
()
3. リースが識別される要件は？
① () ② ()
4. 借手のリース期間は？ ()
5. 借手のリース料は？
① ()
② ()
③ ()
④ ()
⑤ ()
6. 借手のリース負債の計上額は？
()
7. 借手の使用権資産の計上額は？ ()

問題4 リース会計

1. 空欄に該当する語句を答えなさい。
借手のリース料は、借手が借手のリース期間中に原資産を使用する権利に関して行う貸手に対する支払であり、次の(1)から(5)のもので構成される。
(1) 借手の (①)
(2) 指数またはレートに応じて決まる借手の (②)
(3) (③) に係る借手による支払見込額
(4) 借手が行使することが合理的に確実である (④)
(5) リースの解約に対する違約金の借手による支払額(借手のリース期間に借手による解約オプションの行使を反映している場合)
2. 次の文章の正否を○×で示し、×の場合はその理由を述べること。
(1) 借手のリース料には、残価保証に係る借手による支払見込額を含めるが、借手が行使することが合理的に確実でない購入オプションの行使価額は含めない。
(2) 借手は、リース開始日後、契約条件の変更がない場合でも、延長オプションの行使可能性に重要な変化が生じたときはリース負債の計上額を見直す。
(3) 借手のリース料に含まれる利息相当額については、借手のリース期間にわたり、利息法または定額法により配分する。

解答 3

1. リースとは？（原資産を使用する権利を対価と交換に移転する契約）
2. 契約にリースを含む場合とは？
（特定された資産の使用を支配する権利を対価と交換に移転する場合）
3. リースが識別される要件は？
①（資産が特定されている） ②（資産の使用を支配する権利が移転する）
4. 借手のリース期間は？（解約不能期間＋行使が合理的に確実な延長オプション期間＋不行使が合理的に確実な解約オプション期間）
5. 借手のリース料は？
①（借手の固定リース料）
②（指数またはレートに応じて決まる借手の変動リース料）
③（残価保証に係る借手による支払見込額）
④（行使することが合理的に確実である購入オプションの行使価額）
⑤（リース期間に解約オプションの行使を反映している場合の解約違約金）
6. 借手のリース負債の計上額は？
（リース開始日における未払リース料の現在価値）
7. 借手の使用権資産の計上額は？（リース負債＋リース開始日前の前払リース料＋付随費用＋資産除去費用－リース・インセンティブ）

解答 4

1. ①（固定リース料） ②（変動リース料） ③（残価保証）
④（購入オプションの行使価額）
☞解説：リースに関する会計基準35
2.
(1) ○
☞解説：リースに関する会計基準19
(2) ○
☞解説：リースに関する会計基準40、41
(3) ×（原則として、利息法により配分する。）
☞解説：リースに関する会計基準36

問題5 リース会計

次の文章の空欄に適切な語句を記入し、各文章にタイトルを付しなさい。

1. 使用権資産は、借手が原資産を（①）を支配し、（②）に貢献するため資産性がある。

リース負債は、リース契約によりリース料を支払う不可避免的な（③）があるため、経済的資源を引き渡す（③）としての負債性がある。

2. 契約上、所有権が借手に移転するリースは、原資産の（④）と同様と考えられるため、（⑤）の固定資産と同じ減価償却を行う。

所有権が借手に移転しないリースは、定額法等の減価償却方法の中から（⑥）に応じた方法により算定し、原資産を使用できる期間が（⑦）に限定されるという特徴があるため、原則として、（⑦）を耐用年数とし、残存価額は（⑧）として減価償却する。

3. 貸手は、所有権移転ファイナンス・リース取引では（⑨）を計上し、所有権移転外ファイナンス・リース取引では（⑩）を計上する。

4. 使用権資産は、（⑤）の場合に貸借対照表に表示する科目に含める方法か、対応する表示区分において使用権資産として区分する方法により表示する。リース負債は、（⑪）を適用し、流動負債と固定負債に区分して表示する。

問題6 リース会計

次の文章の正否を○×で示し、×の場合はその理由を述べること。

1. 借手は、リース開始日後、契約条件の変更がない場合であっても、借手が行使することが合理的に確実である延長オプションの対象期間、または行使しないことが合理的に確実である解約オプションの対象期間に重要な変化が生じたときは、見直したリース期間に基づき、リース負債の計上額を再測定しなければならない。
2. 貸手は、貸手のリース期間について、借手のリース期間と同様に決定する方法、または借手が原資産を使用する権利を有する解約不能期間（事実上解約不能と認められる期間を含む。）にリースが置かれている状況からみて借手が再リースする意思が明らかな場合の再リース期間を加えて決定する方法のいずれかを選択して決定する。
3. セール・アンド・リースバック取引について、「収益認識に関する会計基準」などの他の会計基準等に従うと売手である借手による資産の譲渡が損益を認識する売却に該当しない場合には、売手である借手は、資産の譲渡とリースバックを別個の取引とみて会計処理を行うことになる。
4. 使用権資産を貸借対照表に表示するにあたっては、対応する原資産を自ら所有したと仮定した場合に貸借対照表において表示するであろう科目に含める方法または対応する原資産の表示区分（有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産等）において使用権資産として区分する方法のいずれかの方法により表示する。

解答 5

1. 使用権資産の資産性とリース負債の負債性

- ① **使用する権利** ② **キャッシュの獲得** ③ **義務**

☞解説：リースに関する会計基準10、概念フレームワーク第3章4、5

2. 使用権資産の減価償却

- ④ **取得** ⑤ **自己所有** ⑥ **企業の実態** ⑦ **リース期間** ⑧ **ゼロ**

☞解説：リースに関する会計基準37、38、BC47

3. 貸手の会計処理

- ⑨ **リース債権** ⑩ **リース投資資産**

☞解説：リースに関する会計基準46

4. リースの表示

- ⑪ **1年基準**

☞解説：リースに関する会計基準49、50

解答 6

1. ○

☞解説：リースに関する会計基準40～42

2. ○

☞解説：リースに関する会計基準32

3. ×（別個の取引ではなく、一体の取引とみて会計処理する。）

☞解説：リースに関する会計基準の適用指針55

4. ○

☞解説：リースに関する会計基準49

問題7 リース会計

1. 使用権資産の資産性は？（
）
2. リース負債の負債性は？（
）
3. 所有権移転リースの減価償却は？（
）
4. 上記の理由は？（
）
5. 所有権移転外リースの減価償却方法は？（
）
6. 所有権移転外リースの耐用年数は？（
）
7. 所有権移転外リースの残存価額は？（
）
8. 6と7の理由は？（
）
9. 所有権移転リースの貸手の資産計上科目は？（
）
10. 所有権移転外リースの貸手の資産計上科目は？（
）
11. 使用権資産の貸借対照表の表示方法は？
（
）
12. リース負債の流動・固定の分類基準は？（
）

問題 8 リース会計

1. 空欄に該当する語句を答えなさい。
- 契約上の諸条件に照らして原資産の所有権が借手に移転すると認められるリースに係る使用権資産の減価償却費は、原資産を自ら所有していたと仮定した場合に適用する減価償却方法と同一の方法により算定する。この場合の耐用年数は、(①) とし、残存価額は (②) とする。
- 契約上の諸条件に照らして原資産の所有権が借手に移転すると認められるリース以外のリースに係る使用権資産の減価償却費は、定額法等の減価償却方法の中から企業の実態に応じたものを選択適用した方法により算定し、原資産を自ら所有していたと仮定した場合に適用する減価償却方法と同一の方法により減価償却費を算定する必要はない。この場合、原則として、借手の (③) を耐用年数とし、残存価額を (④) とする。
- ① () ② ()
- ③ () ④ ()
2. 次の各問に答えなさい。
- (1) 使用権資産の資産性について述べなさい。
()
- (2) リース負債の負債性について述べなさい。
()

解答 7

1. 使用権資産の資産性は？（**原資産を使用する権利を支配し、キャッシュの獲得に貢献するため資産性がある**）
2. リース負債の負債性は？（**リース契約によりリース料を支払う義務があるため、経済的資源を引き渡す義務としての負債性がある**）
3. 所有権移転リースの減価償却は？（**自己所有の固定資産と同じ減価償却**）
4. 上記の理由は？（**原資産の取得と同様のため**）
5. 所有権移転外リースの減価償却方法は？（**企業の実態に応じた方法**）
6. 所有権移転外リースの耐用年数は？（**原則としてリース期間**）
7. 所有権移転外リースの残存価額は？（**ゼロ**）
8. 6と7の理由は？（**原資産を使用できる期間がリース期間に限定される**）
9. 所有権移転リースの貸手の資産計上科目は？（**リース債権**）
10. 所有権移転外リースの貸手の資産計上科目は？（**リース投資資産**）
11. 使用権資産の貸借対照表の表示方法は？
（**自己所有の場合の表示科目に含めるか、使用権資産として区分表示する**）
12. リース負債の流動・固定の分類基準は？（**1年基準**）

解答 8

1. ①（**経済的使用可能予測期間**） ②（**合理的な見積額**）
③（**リース期間**） ④（**ゼロ**）
☞解説：リースに関する会計基準37、38
2.
 - (1)（**使用権資産は、借手が原資産を使用する権利を支配し、キャッシュの獲得に貢献するため資産性がある。**）
 - (2)（**リース負債は、リース契約によりリース料を支払う不可避免的な義務があるため、経済的資源を引き渡す義務としての負債性がある。**）☞解説：リースに関する会計基準10、概念フレームワーク第3章4、5